



市章

大津市公報

平成30年6月29日
号外(第42号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 条 例

40	大津市歴史的風致維持向上協議会条例	1
41	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例	1
42	大津市市税条例等の一部を改正する条例	2
43	大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	2
44	大津市介護保険条例の一部を改正する条例	3
45	大津市都市公園条例の一部を改正する条例	3

条 例

大津市歴史的風致維持向上協議会条例を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第40号

大津市歴史的風致維持向上協議会条例
(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号。以下「法」という。)第11条第1項に規定する協議会として、大津市歴史的風致維持向上協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 市職員 2人以内

(2) 法第11条第2項第4号に掲げる者 次に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ定める数

ア 学識経験を有する者 3人

イ 関係団体から選出された者 3人

ウ 関係行政機関から選出された者 1人

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員(前条第2項第2号ア及びイに掲げる委員に限る。)は、附属機関の委員とみなして、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第41号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市市民提案による地域福祉推進事業選定委員会の項及び大津びわこ競輪場跡地公募提案型貸付事業者選定委員会の項を削り、同部大津市農政審議会の項の次に次のように加える。

大津市公募提案型 地方卸売市場開設 者選定委員会	公募提案方式により大津市公設 地方卸売市場の施設の譲渡を受 けて地方卸売市場を開設する民 間事業者を選定するために必要 な事項を審査等すること。	8人 以内	学識経験を有する者及び市 職員
--------------------------------	--	----------	--------------------

別表市長の部大津市緑の基本計画審議会の項を次のように改める。

大津市都市公園等 施設整備・運営事 業審査委員会	民間事業者からの提案を受けて 都市公園等の施設整備・運営事 業を実施するために必要な事項 を審査等すること。	9人 以内	学識経験を有する者及び市 職員
--------------------------------	---	----------	--------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第42号

大津市市税条例等の一部を改正する条例

(大津市市税条例の一部改正)

第1条 大津市市税条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第66条の2第1項第1号中「固定資産税」の次に「及び都市計画税」を加える。

附則第10条の2中第18項を第19項とし、第17項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、零とする。

(大津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「。附則第8条第2項及び第10条第2項において「平成30年改正規則」という。」を削る。

附則第8条第2項中「平成30年改正規則別記第2号様式」を「地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中大津市市税条例附則第10条の2の改正規定は、生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第43号

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第44号

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月29日

大津市長 越 直 美

大津市条例第45号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例(昭和40年条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「付則」を「附則」に改める。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 有料公園施設を使用しようとする者は、第13条の2第1項の規定に基づき当該有料公園施設が属する都市公園の管理を行う者(以下同条及び第13条の3を除き、「指定管理者」という。)(その目的以外に使用しようとする場合にあっては、市長。次項において同じ。)の許可を受けなければならない。

第7条第3項及び第4項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第5項中「許可」の次に「(プールを個人使用する場合その他規則で定める場合を除く。)」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第3条第2項及び第3項中「市長」とあるのは、「指定管理者(有料公園施設をその目的以外に使用しようとする場合にあっては、市長)」と読み替えるものとする。

第9条第1項中「、第3条第1項」を「若しくは第3条第1項」に、「又は第7条第2項若しくは第4項」を「の許可又は第7条第2項」に、「指定管理者が管理する有料公園施設について、当該指定管理者がする同条第2項又は第4項の許可を除く」を「有料公園施設をその目的以外に使用させる場合に市長がする同項の許可に限る」に、「同表(」を「同表第5項(同項の表」に、「算定した額」を「算定した利用料金の上限額に相当する額」に改め、同条第2項中「(駐車場の使用料を除く。)」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第10条第1項中「指定管理者が管理する」を削る。

第13条の2を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第13条の2 別表第1に掲げる有料公園施設が属する都市公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項及び次条において「指定管理者」という。)に行わせる。

- 2 市長は、前項の都市公園以外の都市公園について、その設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、その管理を指定管理者に行わせることができる。

別表第1中「属する公園」を「属する都市公園」に改める。

別表第2第5項中「使用料及び利用料金」を「利用料金の上限額」に改め、同項の表使用料・利用料金の欄中「使用料・利用料金」を「金額」に改め、同項の表備考第5項中「使用料又は」を削り、同備考第9項から第11項までの規定中「使用料又は」を削り、「使用料・利用料金」を「金額」に改め、同備考第13項中「使用料又は」を削る。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定は、公布の日から施行する。